



正校

地方落穂集

一
二

ヲ保 3
955
/

7 3
955
1



明治三年庚午九月

校正 地方落穂集

東京

晚翠書屋藏版



本第書集



校正地方落穂集弁言

夫地方を聖人の法よりて井田を以て本とし、は昔君
臣名分定まり、上り、以来文武両道を重んじ、文官を
内任治く、武官は外と目し、是を深き家二千石、武家ハ十
石を分り、凡て田畠の法を以て耕す、其の功を以て
ま、其餘を貯へ、飢饉無粒の料を留り、餘ふを以て
民を以て、耕作を以て業をせり、其の功を以て、
百姓を以て、城を以て、耕作を以て、武を以て、
強き、今國を以て、耕作を以て、武を以て、
業を以て、ま、其の功を以て、上高を以て、



校正地方落穂集

都て是れ工商の肉へ士と強ての民と凡人とて多衣
食住の二を強て之を好し、其肉を以て第一とす、既
百姓を農を勤め外之民と云ふ、其言後、樓家、鑑家、
氏屋、あまをて用所の竹木、萱、繩、糸、或は金、銀、銅、鐵、
錫、鉛、系、綿、織物、麻布、木綿、桑、茶、漆、炭、等、都て土地より
生るもの、山、池、海、川の產物と云ふ、地方、中原、一處、く、農
民の手より出、自餘の之民、是を以て、其、家業を勤む、
百姓を業、代、ふ、力、り、て、天下、其、根、本、な、り、され、は、百姓の二
字を、法、定、と、訓、き、能、き、毎、年、と、三、地、を、結、ぶ、を、平、治、
氏とて、安、全、あり、一、む、功、三、民、の、冠、なり、定、を、以、て、士、庶

本末分たれ

工商の隙あり、士と之を好て之民と目する、然、賦、税、徭、役、を
重く、百姓を苦しめ、其、時、を、作物、實、の、以、て、其、時、を、
一、も、田、畑、桑、柘、と、あり、能、く、と、ま、り、何、を、以、て、國、家、と、
む、治、め、り、財、聚、則、民、散、財、散、則、民、聚、と、い、え、り、され、を
民、皆、一、時、を、天下、福、あり、以、唯、正、税、を、強、め、て、民、を、
苦し、む、事、な、く、民、の、戸、牒、の、耕、作、の、力、足、り、五、穀、常、饒、り、
て、上、ふ、ふ、是、あり、下、民、強、き、時、を、四海、平、安、な、り、之、を、元
實、と、云、凡、地、方、の、庶、民、を、強、く、と、し、極、り、あり、今、此、書、を
信、方、分、の、二、を、以、て、其、言、を、記、し、定、不、大、田、の、後、種、を、
拾、の、と、く、一、題、して、落、穂、集、と、云、就、き、も、此、書、を、熟、讀

交正地方各書集

振味して其所を得る事なくとも、豈國郡と治す之也
小庶幾くんと云爾

明治庚午晩春之吉

烏有逸人後

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

校正地方落穂集

一 總目錄

卷之一

- 一 地方六の法發り并地方名目の事
- 一 井田古法の事并圖式附愚案
- 一 田籍の事
- 一 國分の事
- 一 五畿七道定りし事
- 一 五畿の事
- 一 七道の事
- 一 郡郷邑里村巷定りし事
- 一 國郡庄郷里の事
- 一 村里并田方百石地割の事
- 一 田畑及別制作の事

- 一 賦税徭役の事
- 一 耕作制の事
- 一 土民辨別の事
- 一 大閤検地歩数の事
- 一 同 五六の数の事
- 一 町割の事
- 一 境の地は炭と埋る事
- 一 関東関西の事
- 一 所領の事
- 一 村里田畑開闢の事
- 一 同 善悪を知る事
- 一 土の善悪を知る事
- 一 土地見様の事
- 一 村柄の事

卷之二

- 一 古料の發り并京料は直に發すの事
- 一 斗燈太の事
- 一 金銀兩目積發りの事
- 一 鑛錢の意味并九六目板の事
- 一 金一分を百匹と云事
- 一 田地水代賣停止發りの事
- 一 石盛斗出しの事
- 一 田畑六分違ひ一五の法發りの事
- 一 関東二石五斗替の事
- 一 同 厘付の事
- 一 厘付の法八の數發りの事
- 一 廿貫百石と云事并水の四割替高二割替と云事
- 一 上方厘付并三分一銀納の事

- 一 上方銀納直段関東直段より二割高の事
- 一 上方関東又取釣合の事
- 一 永の四割替高の二割替高の五石替再談の事
- 一 田畑六分違厘付又取勘辨の事
- 一 山野海川高は結ぶ法の事
- 一 浮役小物成臨時物の事
- 一 高の五石替考の事
- 一 山方一毛作の場所高は結ぶ勘辨の事
- 一 旱損水損干減立方の事
- 一 糶摺取分勘辨の事

卷之三

- 一 海石と云事
- 一 十箇年平均より石盛根取仕出しの事
- 一 右早美の事

- 一 田畑六分違直段の事
- 一 高と厘とを見て物成米金を知る事
- 一 上方と仙臺知行騎馬物成一倍違の事
- 一 田畑検見一件の事
- 一 小検見の事
- 一 立毛坪刈の事
- 一 坪叔眷法の事
- 一 取米仕出しの事
- 一 當合仕出しの事
- 一 奥州伊達信夫郡鮎ヶ谷代堂出しの事
- 一 畝引仕出しの事
- 一 大検見心得の事

卷之四

- 一 當時検見の事

- 一 五分取の法七五發の事
- 一 四畝の法發りの事
- 一 高一石の地坪と得る事
- 一 同 地坪と合毛して厘と仕出を事
- 一 當合より石盛と仕出を事
- 一 定免の事
- 一 平均を見て破免を知る事
- 一 永引起返し吟味心得の事
- 一 見取場并取下場吟味心得の事
- 一 古新田吟味心得の事
- 一 川欠水堀地所改方の事
- 一 木綿作檢見の事
- 一 木綿一坪の當合毛仕出しの事
- 一 分米高辻と云事

- 一 知行渡し分郷の事
- 一 越石百姓の事
- 一 私領渡し村五ヶ年平均心得の事
- 一 私領渡し節新田込高の事
- 一 四公六民法の事

卷之五

- 一 本石斗立の事
- 一 延米の事
- 一 込米の事
- 一 奥州白川領方吟磐城半石直段高直に成意米の事
- 一 田畑物成心得の事
- 一 同 取下反取付様心得の事
- 一 野山開發損益の事
- 一 甲州大切小切の事并小切發の畧傳

- 一 甲州郡内領雜穀直段仕出しの事
- 一 同領石間引の事
- 一 鎌倉永別の事附八階神領小作年貢の外公納の事
- 一 奥州方今磐城岩代陸前陸中陸奥の五ヶ國は割割と四一高并七百文替出目永の事
- 一 四六出目の事
- 一 宿六高掛金荏大豆餅米納の事
- 一 道中宿次心得の事

卷之六

- 一 反高の事
- 一 込高の事
- 一 延高の事
- 一 色高の事
- 一 無地高の事
- 一 知行渡し口米永の事

- 一 口米永の事
- 一 代官諸入用積り定の事
- 一 役儀命せしめし節扶持方持高は由り増減の事
- 一 代官所の外用向相勤し節入用と給はる定の事
- 一 手代檢使入用定の事
- 一 廻米破船見分手代入用定の事
- 一 諸役人定式の外勤方は付廻禮の事
- 一 代官參府謁見の事
- 一 役料返納の事
- 一 返納米の事
- 一 糸物断り状の事
- 一 代官皆済届の事
- 一 代官引越の節関所通手形一件の事
- 一 諸國関所名目并通り筋の事

- 一 女通手形出所の事
- 一 鐵炮改一件の事
- 一 拜領屋敷受取の節式法の事
- 一 知行渡再談の事

卷之七

- 一 古米檢地條目の事
- 一 享保十一年觸達新田檢地條目の事
- 一 新田開發願書付初發吟味心得の事
- 一 掛り代官新田場所見分の事
- 一 檢地役人の事
- 一 誓詞文言并罰文認方故實の事
- 一 檢地致し方の事
- 一 同 竿入方の事
- 一 山畑竿入心得の事

- 一 大場の檢地竿より大事有る事
- 一 田畑境目植物の事
- 一 同 位付の事
- 一 同 高より結ぶ事

卷之八

- 一 廻米積船定書の事
- 一 同 船頭水主炊等へ申渡しの趣并請書の事
- 一 同 上糸請書の事
- 一 同 船中日記前文言の事
- 一 同 内城米浦觸の事
- 一 同 送り状の事
- 一 廻米出船注進書認方の事
- 一 同 船賃渡せし後異變有之船定法の事
- 一 同 濡澤手船頭辨米の事

- 一廻船請負人救金の事
- 一破船有之節書上の事
- 一淺草に蔵して換出依澤手等拂米の事
- 一同 正蔵番敷の事
- 一手本米箱仕立様の事
- 一所々河岸にミトヨリ浅草に蔵迄運賃の事
- 一五里外駄賃の事
- 一海船河舟打替の事
- 一海船流荷物沈荷物取上定法の事
- 一河船流荷物の事
- 一江戸方今東京と改るより八丈島迄海上里数の事
- 一豆州島々善惡の事
- 一島寺代相止し事

卷之九

- 一評定所發端年歴の事
- 一同 首板定書の事
- 一田畑永代賣仕置の事
- 一公事方勝手方公用日并制限の事
- 一徳川將軍家精進日の事
- 一紀州家代々忌日の事
- 一前々仕置筋の事
- 一公罪除日の事
- 一追放輕重の事
- 一過料の事
- 一差紙不來の事
- 一亂心して人々殺せし者の事
- 一追放百姓跡式の事
- 一酒狂りして人々手負せし者の事

徳川家御代々御事目録

- 一 酒狂く人々を打擲せし者の事
 - 一 同 諸道具を損せし者の事
 - 一 同 自分と疵付し者の事
 - 一 仕置者先達て拜借物の事
 - 一 百姓持社の事
 - 一 評定所出役手代扶持方の事
 - 一 村方又落者跡式の事
 - 一 所拂の者跡式の事
 - 一 倒せ者或骸見分心得の事
 - 一 手負或人見分心得の事
 - 一 手負取扱ひ忌べき品の事
- 卷之十
- 一 鯨分一定法の事
 - 一 流鯨の節注進書の事

- 一 鯨見分又罷越を手代吟味心得の事
- 一 同 落札金高勘定所へ書上の事
- 一 同 十分一取立残金村方へ給りる伺書の事
- 一 金山問屋運上割の事
- 一 檢地以後取箇付様の事
- 一 私領と入組し公用の節書上心得の事
- 一 直參の名殿付の事
- 一 諸納米金伺の儀に付定書の事
- 一 穢多煙に納米金の事
- 一 巢鷹山取計ひ心得の事
- 一 百姓割合物に付申渡されし品の事
- 一 無地高類辨高の事
- 一 讓鐵炮并舟積鐵炮の事
- 一 傳馬町へ人馬申遣と次第の事

- 一品川附出荷物買目定物の事
- 一市林伐出し場所繪図の事
- 一山の木立見様の事
- 一立木根伐の事
- 一札取の事
- 一文物の事
- 一大木見分の事
- 一根伐せし木軽重取計方の事
- 一渡場出川下の事
- 一大木水上衆方の事
- 一材木才詰心得の事
- 一鐵物の事

卷之十一

一論所地押申付らむし手代勘定所呼出の事并請書の事

- 一附内寄合より申渡は相成る諸書物請取認方の事
- 一在當地より初發双方より取る證文の事
- 一掛り奉行へ伺らむべき品の事
- 一論所着の節早速取るべき證文の事
- 一宿より取るべき證文の事
- 一双方論人共へ申渡を書付の事
- 一吟味の節罷出し人数前書の事
- 一見分吟味相消を双方より取るべき證文の事
- 一木錢飯米代請取書付認方の事
- 一論所手入内じき旨證文の事
- 一在當地へ罷出る日限申渡を双方證文の事
- 一論人共出府の節取るべき證文の事
- 一掛り奉行へ書物差出を目錄の事
- 一双方より前方差出せし書付返を節取るべき書付の事

- 一 一裁許済之評定所納書物入箱表書認方の事
- 一 代官より差出に取着届の事
- 一 論所取用は付心得へき品の事

卷之十二

- 一 大切の囚人を江戸へ召連る事
- 一 囚人を連し役人先觸并江戸着心得の事
- 一 大切の囚人手鎖掛様の事
- 一 當人吟味心得の事
- 一 手負死人見分の節嗅氣を受ぶる仕方の事
- 一 大切の科人病死の節塩詰仕方の事
- 一 遠方へ遣を獄門首持様の事
- 一 手負其外寢死の者取置の事
- 一 首鑑見分心得の事
- 一 人を殺し立退し者の事

- 一 百姓出入内濟は付濟口証又の事
- 一 内濟致し善と惡と有事
- 一 牢舎申付らせし者と牢屋へ連行手代心得の事
- 一 道中筋倒れ者寢死の者小届の事
- 一 傳馬宿出火の節心得の事
- 一 在方出火注進心得の事
- 一 欠落せし奉公人先くつて惡事仕出せし節の事
- 一 盜賊せし者仕置は品りる事
- 一 料所私領出入は付料所百姓奉行所へ出し節の事
- 一 仕置者有之節心得の事
- 一 拷問の事
- 一 誤證又以来相成ゆる事
- 一 社寺の面々取計心得の事

卷之十三

- 一 轉切支丹血脈續の事
- 一 切支丹類族届致方の事
- 一 京都町奉行所より有之帳面写の事
- 一 類族より出べき者の事
- 一 本人本人同然伺書の事
- 一 宗門改の節旗本より書上文言の事
- 一 同 大名方より書上文言の事
- 一 伺證文案詞の事
- 一 取置証文案詞の事
- 一 類族病死届の事
- 一 同 出生届の事
- 一 轉切支丹類族出生届の事
- 一 享保年中切支丹一件書付の事
- 一 村方より差出を注進書の事

- 一 檢使手代へ取置寺院村役人証文の事
- 一 代官より切支丹奉行へ差出を注進書の事
- 一 享保十八年切支丹奉行用人へ関合の事

卷之十四

- 一 口論檢使願書認方
- 一 行倒を死人有之節檢使願書認方
- 一 家作願書認方
- 一 相撲願書認方
- 一 奉行所掛りの処宿預り成し節地頭支配への届書認方
- 一 吟味中病氣届の事
- 一 一定免切替請証文認方
- 一 一定免切替願書認方
- 一 目安初判請書認方
- 一 初て公事合は成評定所請し掛りへ出し節差上り差出し認方

- 一 評定所より差上る請書認方
- 一 過料錢上納書認方
- 一 片済口差出し認方
- 一 病氣より出牢宿預け申付られし節掛り役人へ差上る請書認方
- 一 市慈悲願書認方
- 一 評定所より於て地所見分申付られし節請書認方
- 一 差添人代り合願書認方
- 一 貸附役所より村方引受未納證文案文請取書認方
- 一 先觸認方
- 一 内済口證文認方
- 一 宿替願書認方
- 一 牢屋見舞願書認方
- 一 吟味中猶豫願書認方
- 一 同 掛合の上内済致し度連印を以て猶豫願せし処示談行届み於破

- 一 評定所より成し節の届書認方
- 一 同 預入并手鎖の旅人月代允願書認方
- 一 預手鎖人有之節請書認方
- 一 腰掛へ双方出し節翌日申呼出し請書認方
- 一 村々へは尋の儀有之廻状より觸達しの節否の請書認方
- 一 差紙頂戴市差日より延着の節差上る書面認方
- 一 訴詔人市判頂戴相手銘くへ相附差日以前出府着届書認方
- 一 奉行より歸村申付置し処猶又日限より付出府着届書認方
- 一 改印届書認方
- 一 吟味中引合人申呼出し差紙頂戴着届認方
- 一 同 代人引受の節書面認方
- 一 相手取らせし市判頂戴差日以前着届認方
- 一 同 代人引請し節同様返答書へ相添へ差出を書面認方
- 一 市判附られし節相手方より訴詔方へ遣は拜見書認方

交正也方格集
 卷之一 総目
 〇十二

- 一 吟味中連印より日延願書認方
- 一 同 破談届認方
- 一 吟味中飯村願の事
- 一 同 欠落せし者日限尋申付らぬ日限に成訴書認方
- 一 平常欠落者訴書認方
- 一 出火届書認方
- 一 盜賊に逢し節訴書認方

校正地方落穂集總目錄 畢

校正地方落穂集卷之一

目錄

- 一 地方六の法發り并地方名目の事
- 一 井田古法の事并圖式附愚案○田籍の事
- 一 國分の事
- 一 五畿七道定りし事○五畿の事○七道の事
- 一 郡郷邑里村巷定りし事○國郡庄郷里の事
- 一 村里の事○田畑及別制作の事
- 一 賦稅徭役の事○耕作制の事
- 一 土民辨別の事
- 一 大間檢地步數の事○同五六の數の事

- 一 町割の事 ○ 境の地は炭と埋る事
- 一 關東關西の事 ○ 所領の事
- 一 村里田畑開闢の事 ○ 同善惡と久事
- 一 土の善惡と知事 ○ 土地見様の事
- 一 村柄の事
- 一 古料の發り并京料は直と發の事 ○ 斗撥太の事
- 一 金銀兩目積發の事
- 一 鑿錢の意呆并九六目抜の事
- 一 金一分と百匹と云事
- 一 田地永代賣停止發の事

校正地方落穂集卷之一目錄畢

信陽 東條耕子藏 校

校正地方落穂集卷之一

○ 地方六の法發り并地方名目の事

一 夫大極二儀は判じ清て輕き物ハ上りて天と成獨て重き物ハ下りて地と成天と圓よりして地と方あり天地開くと自然方角成所謂東西南北也

首と 天地四方を六合と云天ハ陽よりして地ハ陰あり陰陽合體して萬物と生成是を以て天地四方の六數と地方の根元とし古今六の數を以て土地を分量すると云り又名目と地方と顯るるをハ都て地の方境は盈る物森羅萬象悉皆地は屬せんと云ふし故に土地は附るるを指て總名地方と号するあり

○井田古法の事并は圖式附愚按

一井田ハ方一里一町の田と一井とし其中一井の字と畫をわ九區と成各區を百畝として俱九百畝あり中の百畝を公田とし外の八百畝を私田とし是を八家に分ち中央の百畝を八家より耕養して貢納を是也

唐虞三代の良法あり
一周家井田制は曰八家と一井とし四井を邑とし四邑を丘とし四丘を甸とし甸の即ち十六井ありと云々

井田之圖

私田	私田	私田
私田	公田	私田
私田	私田	私田

方田を九に割り中の百畝を公田とし八家之を耕して公納し外八百畝を八家に分ち之を民の田徳とする也

一阡陌ハ井田の畔として東西南北の道を云ふなり然るは畔道多くして田地狭き故後世に至り之を開き田を多くするると云々

一井田の古法を按ずると井の字の四畫の陰數にして井ハ陽の器物九の數ハ陽中の陰あり是を以て陰陽合体して萬物能く生し実糸の綫を取と見えたり又百姓ハ井水の如し井水節は汲るときハ一ツの井を百姓とも潤むるべし是則ち汲は猶豫するるときハ水休むる故也然る時ハ萬代も尽るをふし左ありして火急は汲立むハ水勢忽は濁ま泥混して水徳を失ふ百姓の貢を納るも亦此の如し節は之を取立る時ハ百姓痛む萬代も尽るをふし子孫業を失ひ又賦税嚴重あるときハ民疲る民疲るハ土地實の土地實の土地實の土地實の土地實の土地實の土地實の時ハ遂は業を失ふに至る夫百姓の懸命とする處を田地なり是を於

て萬代不易の利を以て井水は對して古人井田の法と作為し民を撫育し土地を闢しと見へり

○田籍の事

一方六尺を一步とし三十歩を以て一畝とし十畝を一段とし十段を一町とし三十六町を一里と云
一東西を堅とし之を陌と云南北を横と云之を阡と云あり
一司馬法井田制は曰六尺を以て歩とし百歩を畝とし百畝を一夫とし三夫の受る田を屋とし三屋を一井とし四井を邑とし四邑を丘とし丘より馬一匹牛三頭を出る亦四丘を甸と云甸より兵車一乘戎馬四匹牛十二頭甲士十二人士卒七十二人を出ると云く

○國分の事

神武天皇寰宇を平定し給ひてより海内靖寧ありしよ
崇神天皇の御宇に至り邊境の夷狄王化は皈せりしうバ四道は將軍と遣はし之を征定し給ひしより四夷八蠻朝貢を献するに至る其後成務天皇五年始に諸國の邊界を分ち國造者の如しと云と國々を定む其御宇の國名は山代大倭浪速津和野紀伊近淡海江伊勢尾張三河遠淡海遠江珠流河甲斐伊豆相武无邪志総安房也三野斐陀科野毛野今の上野蝦夷羽也嶺越今北佐渡丹波但遲馬針間吉備今備前備後下野也蝦夷羽也嶺越今北佐渡丹波但遲馬針間吉備今備前備後伯出雲石見意伎安伎周芳穴門今長門淡路粟讚岐伊余都左筑紫今筑前筑後今の豊前豊後火肥前日向大隅薩摩伊吉對馬等あり其後大ふるを割き小ふるを併せ沿革数ありて遂に
淳和天皇長元年國名全く定り六十六箇國の國名二島壹岐と成し也

淳和天皇長元年國名全く定り六十六箇國の國名二島壹岐と成し也

○五畿七道定りし事

神功皇后攝政の御宇五畿七道と分ち國の上中下と撰び田畑の稅物と定め其後三韓御征伐の御時彼國より井田の圖法と得給ひ是より土地の高低と檢し溝洫を通し天下は遍く農と教へ給ひしと云々

○五畿の事

一五畿といハ百里の國中よりて

天子の饗膳は備ふべきと云所謂山城大和河内和泉攝津是と中州とし此五國と畿内と号け是より速方は使と遣ははる其道七道なり

○七道の事

一一ハ東海道十五國二ハ東山道八國方今十三二ハ北陸道七國四ハ山陰道八國五ハ山陽道八國六ハ南海道六國七ハ西海道九

國七道合せて六十一國此外西海道二島壹岐伊予右の國々何れも大小上下の別あり亦古へ筑紫は太宰府奥州は鎮守府羽州は秋田城を置給ひしと云方今東山道の内陸奥を割て五國前陸中陸奥とし出羽を分て二國羽前とし更ハ蝦夷を裁割して十二國渡島後志石狩天塩北見膽

樺と成北海道と改稱し總て五畿八道八十三國二島と成し也

○郡郷邑里村巷定りし事

一上古既ハ國郡の境界定るといふも後世其法を失ひ經界正しと云るよりしを隣郷互ひは争鬭を起さざる因り

聖武天皇の御宇吉備公僧行基僧泰澄の三人 勅を奉りて天平七年より同十七年より至り十ヶ年の間ハ諸國の郡郷邑里村巷の境と定め撰其内泰澄ハ東國を制し駿河より中國迄ハ行基之を奉り中國より西國迄

ハ吉備公之改正を云

○國郡庄郷里の事

一國の中郡あり郡の中庄あり郷あり國郡は依て其名異なり又庄郷の内一里あり里の内一丁あり田畑一丁と以て名と何れも廣狭同じりは是國の大小を因てあり又東西六町南北六町を以て一里と云道路は分つ時ハ三十六町と一里と云田畑は約する時ハ六六三十六町ある故方六町を一里と云地を分つ類皆之を以て分別するあり

○村里の事附田方百石地割圖

一一家と一戸とし五十戸を里と云一里毎に里長一人を置いて戸口を檢校を亦十家は足らざる他の大村へ加入し六十戸を餘る時八十戸を割て一里を建長一人を置く凡二里以上と小郡とし四里以上と下郡とし八

里以上と中郡とし十二里以上と上郡とし廿里以下十六里以上と大郡と云○按ざるは里ハ今の村より里長ハ今の庄官名主と見へり



○田畑及別の事

一吉備公僧行基恭澄の三人勅を奉りて田畑を分六尺四方を一歩とし三百六十歩長三十歩と一段とし十段を合て一町と云土地一反は生をる米十二合の樹を以て三石六斗四石二植しと云此外上中下の品土地は寄郷に随て差別有ること也

○賦税徭役の事

一根本世鏡抄曰田畑は出る処の五穀せかより其一分を貢物と備へ
 其他ハ庄官下司公文ホへ給り其時因て其用其職を補せりと云
 一弘仁式曰上田一段の地子稻十束中田八束下田六束下田三束と云
 一拾芥抄田令曰稻五把を以て一束と為と云
 一弘仁二年菅清公内麻呂僧空海ハ勅を奉て賦税徭役の事を制し此時
 代より夏麦を以て正税の如く納しむと是當時の謂ゆる夏成あり

○耕作制の事

一耕作の制ハ一夫耕を所田三反畑三反二夫の職一町二反を以て民七口
 の家を養ふ七口の民七人を以て傭夫一人を出是朝廷の夫役也

○士民辨別の事

一十二町の穀を以て養ふこと十民一民十人なり百廿町の穀を以て養ふ
 こと百民凡て百廿町の制度と能知と士と名け千二百町は十人の士也
 亦七十人と知と武と云武は戈と止ると止と云字なり一萬二千町は武十
 人なり之を治ると吏と云二吏に至て國司ハの儀なり又一吏の國司受
 領なり何れも民の勸めを任せて之を課を受領の國司と違ふこと其
 任四年ニ過を然も共其人賢徳なりて國人其人を治仰する時ハ重任を
 することあり凡一國を管領する人賢才ありてハ國民治まらば遂は天下
 疲弊するに至る亦上古ハ大氏二千石と重祿は是上代の仁政あり

○大閤檢地の事

一大閤秀吉公治世の後慶長年中是兼坊其術の命を諸國に檢地せし
 む然るに越前國に至りし時豊公他界有しより半途よりと止め故に

八^ノ至^ル迄^テ古代^ノ檢地^ノ残り^テ所^ニより^テ豊^カ公^ハ五六^ノ數^ヲ以^テ土地^ヲ
と改^メ國^ノ高^反別^ト増^ト之^ト大^閤檢地^ト云^フ三百^歩と以^テ一^反とし^二
百^歩と大^歩と云^フ百^歩と小^歩と云^フ五十^歩と半^歩と云^フ也

○大閤檢地五六の數の事

一古法^ヲ六^ノ數^ト以^テ步^數と定^ム然^ル慶^長の檢地^ハ五六^ノ數^ヲ用^フ
ることハ按^ズるも古法^ハ六^ノ數^ハ天地^ノ四方^ヲ合^セる數^ト世界^ハ
盈^テた^ル數^也然^ル滿^トハ欠^トの儀^{ナリ}又^ハ六^ノ數^ハ堅^ク横^ニ陰^陽の
分^カれ^テ思^フ方^角ハ地^ノ属^スる^ニ中央^ニ上^トし四方^ハ東^ハ南^ハ
金^北と合^セて五^行と成^ス五行^都と離^レる^ニ皆^土と体^ト故^ニ
田^畑分量^ノ數^ハ應^ズると以^テ五^ノ數^ヲ加^ヘ用^スと見^ヘたり又^ハ六^ノ陰^陽
とし^テ五^ハ陽^ニ是^ハ所謂^ニ陰^陽氣^ト合^シて萬^物と生^ズる^ニ儀^ト取^テ五^六

の數^ヲ用^ヒし^テ成^スる^ニべし

○村里田畑開闢の事

一上古^ノ國^ト建^民と居^ラし^ルる^ニハ必^ズ土地^ノ理^ヲ考^ヘ水^勢の及^ブる^ニ
所^ニ於^テ家^ト造^リ棲^居と當^テ大河^ノ激^波と防^ギ小^川の細^流と注^ギ
乾燥^ノ地^ト潤^不し泉^濕の地^ト田^トし高原^ノ畑^ト古^ハ畑^トと堤^ト築^テ
洪水^ハ備^ヘ溝^ト掘^テ用^水は當^テ人民^ノ耕^スる^ニと田^作り又^ハ耘^耨し^テ畑^ト
管^ト三人^{五人}爰^ニ群^ト成^シ久^シく損^害ふ^ルハ漸^次集^會し^テ遠^ニ村^ト
里^ト成^シる^ニべし今^ノ新^田開^闢之^ハ准^ズ

○町割の事

一町長^{六十}間^ト以^テ一^町とし^六十^間四方^ト以^テ屋^敷割^トと定^メ兩^側の真^行
行^トと廿^間と極^メ残^リ廿^間と道^幅并^ニ水^道境^目ノ料^ハ用^ニ間^口ハ大

小定りふし

○境の地は炭と埋る事

一 地境は炭と埋るハ吉備公等の三使國郡の境と改る時境の地は炭と埋しと云炭ハ土中又有て決して朽けず故あり炭と境と云之と始と云

○関東関西の事

一 往昔ハ逢坂の関より東と関東とし又坂東共云関より西と関西と云然るも今逢坂の関ふし依て箱根より東と関東となす也 逢坂ハ近江ハ在箱根ハ相模ハ在

○所領の事

一 一ノ家の所領二ノハ永代給の所領三ノハ官職所領是ハ其器又當る人々以て其職其官ニ居る時所領と給ふる 高代ノ役是ハ子孫ニ傳領するもふし上古々大畧此の如きあり

○村里の善惡を知る事

一 村方全体の善惡ハ地形の高位と方向の方角ニ寄る東南位ハ西北高きハ上々の村也如何とあるハ西北高き故ハ寒氣薄く東南位ハ日受よく又水落もよし依て諸作實の多也東南高きハ南ハ山有を惡地あり陽氣を受く依て水落惡くハ也

○土の善惡を知る事

一 土地を色くよくして悉く善惡ハ先畑を以て云バイナコ真土と上くと云土の色麁麁香色よて土細くは粘有て塊やうハレトリとて潤ハ有能肥と受て實亦よし次よと真土と上くと土の性粘強く土堅き故こゝろ大はく也又小石交をよし然れども土堅き故種物土又馴ることイナゴ土より遅し箇椀の処を塊と能くふきみバ種物塊は堅らばて生立は苦しむ又土

荒き故イナゴ真土より日は透き易し然共肥と多く入る能出來る
土也ヘナ真土と云の色青白くして土性堅く粘強くして多難し是中
の土也又野土所々有其内黒野土と云ると云る共土浅く粘薄し然
共肥と過分入る殊の外よく出来る土也又湿りたりて日負せ
る也山野土と云の宜しう其色赤く潤ひあはれりて粘り
又赤野土の中にも黒めりて潤りたる黒野土と准じて善く其色よく
灰の如く成り至て惡し土軽くと風吹散り是亦只肥の精の
りて実承也又ゲド土とて土塊も毛の如く筋有るは是れ多く田は在
下くの土也此外土性品々あり何れも右に准じて知るべし

○土地見様の事

一用水堀溝の如くよく浅き水掛り自由の場也是亦土地の田麦と

一作は兩毛作の場と知べし又用水堀深き水元遠く速方の水と引
と知へし又用水堀多き高場也惡水堀多き水損の地あり四壁あり
又有とも無が如く斑々として都て大木多き水入場也此邊は水塚と
て百姓の居所は高く築上る地有り也又村上は太治大川ふとを花
へ或の村下一二里の間は大有る流有る水落惡く大水の節は逆水上
水湛へ水損多きもの也又百姓の田に置葉の元は水溢付て其色黒く或
ハ茅垣の根元黒きハ深場と知るべし又稻株高く刈て見ゆるは深場也
但し岡田の様は見えそ株高く刈たりも去年水損有し地也是一体地位

○村柄の事

一其村へ入て四壁茂り家居并は田の締り能は上村也惣て村柄と見
るは其村高と人馬の數とを見合せ知べし高百石は入貢百人有る上

村也馬之^シ准^シ之^シ又職人商人醫者山伏道心坊^ハの遊民多き村^ニ是亦上^レ河也其村^ハ繁^ク花^ヲと右^ノ体^ノの者^ハ渡世仕能^クゆへ自然^ニ爰^ニ集^ル又人数多き村^ニ方ハ福有成^ル故^ニ他村へ出る奉公人^ハあ^リ又他村より村方へ奉公人入^ル故^ニ也

一其村へ入^ル四壁^ハ斑^ニあ^リ或ハ四壁もふ^ク家居垣^ノの破損^ト獣^ノハ庭^ノの構へ草深く見^ヘるハ困窮^ノの村也又村へ入^ル何とあ^リくそ^ノく^ト物淋^キま^シ至^テ至^テ貧乏^ノの村也又家居見^テ苦^クとし其村^ハ山林^ニ萱野^ニ有^ル或ハ結^ル場^ハ葭場^ノの有^ル村^ヲ内証^ニ善^クも^シ也此^ノ如^ク村多^クハ野向^ニ有^ルも^シ也

一又市場河岸^ノ場^ノの外^ニ定式^ノ作物^ノの外^ニ綿^ヲ宗^ヲ麻^ヲ布^ヲ外^ニ稼^ハ有^ル村^ハ上^ニ村也又^ハ仮令^ハ右^ノ体^ノの助成^ハあ^リ共^ノ田地^ハ延^有を^シよ^シ入^ル遊^地も^あり^田畑^並能^ク伏^テ地^ノ計^リの村^ハ又^ハ少^ク町場^ハあ^リる^村ハ村柄^ト見^エる^見掛^斗り^て内証^ニ宜^シく^ある^村也

一山方^ハ濱^方ハ人数多^ク共^ノ村柄^ノの目的^ハ成^ル濱^方ハ田地^ハふ^ク口^ハ渾^濁獵^ツと^シ業^トと^シる^故人^ハ大^勢有^也然^レ共^ノ魚^ノ獵^ハハ風雨^ノの憂^ハ又^ハ一向^ハ不^獲日^も多^ク過^大獵^有も^平日^他借^リて^今日^と暮^ト故^中身^ハ付^テ依^テ何^レ也^も貧^乏之^也又山方ハ打^開たる^田地^ハ山谷^ノの間^ハ又^ハ山^ノの内^日受^好き^處と^切開^き作^ると^ク共^ノ地面^宜し^クあ^リ故^ニ五^反有^テも^里方^ノ一^反程^も取^難く^殊丹^情と^シ仕^付せ^し地^ハ猪^鹿稼^あり^荒る^手と^空く^ると^多し^依て^カの^及ぶ^程山^と切^開き^し地^ハ野^ヲを^廣き^も也^又切^替畑^もあ^り云^ハ一^反も^帳面^トと^五反^も有^也是^ハ土^性宜^しく^ある^也一^年一^毛作^らず^外取^上ら^ず其^上翌^一年^ハ其^畑と^差置^其次^ノ所^と草^木と^焼て^之と^掘返^し畑^と成^蒔付^件ノ^焼灰^肥と^成て^其年^ハ出^来る^也此^ノ如^ク段^々作^らず^行き^五年^目程^又元^ノ所^へ立^戻る^左を^ハ五^年も

前の処を荒果小苗木多く茂ると又焼立る多あり 冬向遠山は火此の如く
艱難しく何と取ると見れば粟稗蕎麦の類より外より出来む夫も里方
の三分一程の穂を立毛も少く又手入肥とをるも山坂を上下し家
居違ふは遠く見上るが如き所へ持運び自然手入の肥も薄く出来栄も
ふし此の如き故場を廣く作り地嵩くと少く充取集るより人負も多
く掛り小作逆を喰ふ成難し去ば五人七人暮るても皆作は掛り又作の
間を薪を伐て里へ持出し少く充の錢と取り飯は塩茶の類を調へ
稍く其日と暮れをばて此の如き故内証の殊の外困窮也又至ての山中
る作物も少く只立木を伐て板角平物小は木取里へ脊負出し少しの賣
代を以て夫食を調へ又朽の実などを取り粥を煮て朝夕の給物と都
て山方濱方ハ此の如き事人多く入ゆへ人数の多きも村柄の目當り

あつたへ之と云也去ハ箇様の処ハ年貢取箇付ふと用ひ勘弁と
をし山方ハ場所廣く内証宜しき者一際よ心得るべ
一山方より内証宜きと云ハ山下の村のて也是ハ後ハ山有て山稼も出来
前ハ谷打開けて作場も多く里方同然也殊ハ箇格の処ハ桑漆楮ハ有
て蚕と飼又ハ紙を濃き蠟の實柿渋ホと出し又田方ハ山寄るハ地面
は延有て取箇ハ里方より低く仮令高免りても此の如き地ハ田畑の外
助成多き故痛ハ成箇格の処ハ村ハ寄かぶせ免とて田畑より出る
外の米永と掛て取とも有今ハ秩父領など山方多むも田畑の外ハ物
成運上物多く格別宜き処也是ハ所の所ハ人知む福有の者あるも也
○古料の起り并京料は直を發の事
一古料ハ五寸四方深二寸五分也と云ハ一尺四面の物と四ハ割堅と

47	49	50
29	39	29
18	10	10
1269	1927	1210

又四ツの切也ハ方五寸深二寸五分と成依て四十六の根元一より發
 し也尤も一を萬物の起り多れ然るべき法多れ共近代方四寸九分深
 二寸七分と直せし據と考ふるは枘を萬物と改め量る器也然ると一尺四
 面の物と四ツの切と截り五寸五分と其の誥たると云べし又萬物
 一より發て一は飯し一は小數の満る処と位と進めば大數の極に至
 る都ての物満るハ欠るの儀有是と以て四寸九分二寸七分と直せし見
 えり然るに四寸九分と二寸六分とも有べし共左をわねば古枘より
 量器の歩數減るより猶豫と付て二寸七分と直せし成べし

○斗掬太の事

一升枘より一合枘迄斗掬の大を枘の度と記したる焼印の直径と用る
 也五升枘一斗枘皆右に准む

○金銀兩目積り起の事

一金銀の世界の至宝より各國之を以て萬物通用の至極とん夫世界の
 形ハ雞卵の如しと云り金銀ハ世界の寶成より其形容と取鶏卵の白
 らの目数とよりて銀の兩目とし黄の量數を以て金の量目と云

○鑑錢の意呆并九六目抜の事并錢を鳥目と云事

一古へを調百と以て通用を今も遠國より古風残り調百を以て通用する
 所なり此調百を鑑と唱へ中古より通用する九六百を錢と云又錢を鳥
 目と云と往古の錢を多此の如き形を鳥の姿也此目と覺しき処へ鑑
 を貫く故鳥目と云と此錢今も古錢の内には有是ハ唐錢より昔
 神功皇后三韓御征伐の時是と彼邦より得玉ふと云説なり其以後 日本
 ても此錢と鑄て用ひ玉ひしと見えり又金錢銀錢も通用せし也古

頭宗天皇の御宇銀錢一文を以て米一石を替へしと古書に見えり今錢
と九十六文又直し通用する所の調百を六ツ八ツ二十六割ときを
何れも端分出て通用自由なる代又調錢にてハ數語一丈欠て不都
合と成又九六錢を六ツ八ツ亦割てハ端分出て筆用の通ひ宜しき故
九六錢又改めし成へし

○金一分と百匹と云事

一古ハ銀四貫文を以て金一兩又通用しの高下相場金一分は一貫文也然
るも古來と駒曳錢今ハ稀と云と鑄て一文と常の錢十文は替ると云近
大錢を鑄し又銀百文の内十文充の間へ駒曳錢一文を加へると云ハ
是ハ例也又銀百文と一匹とし百文と十匹一貫文ハ金一分對するゆ
之に依て銀十文と一匹とし百文と十匹一貫文ハ金一分對するゆ
金一分と百匹と云也○目錄と何百匹と云ると馬代に用る故と云ハ

○田地永代賣停止發の事

一田地永代賣停止の儀ハ徳川家祖宗治世の時より定ると云ハ其詮ハ右
の停止ふくねハ金錢を多く持たる者ハ浪人町人百姓は限らズ金銀の
有る任せて買取ハ遂まハ一村一郡一國とも私の有らば然る時ハ
其者の威勢次第強く成終上を凌ぎ一揆とも起し國郡騷動の種と
成べきことを考察し且ハ身上不如意の百姓を代々丹持の田畑は離れ自
然退轉すべき儀を推想せし堅く之を禁せしと云是尤も仁政あり
一往昔源義家奥州の亂と鎮靜の爲彼地へ下りし時下野國塩谷郡に至る
此里又一人の郷士乃ハ構ハ一段高き所より其住居の廣大嚴重なる
こと四方は門と立堀と構へ堀と囲ひ家人充滿し金銀財宝藏は満武具
馬具の類過分貯へしと云と事足すと云と云と云と近邊皆此者の持分

一 諸人の尊敬云斗りあり威勢遠近は集ま之を塩谷の長者と称す
 義家士と共爰止宿せしは皆田の内は宿し夫の備へ一として
 手支へふく其華嚴堂を盡せり義家奥州平定の後あり者地下に
 置てハ謀叛人の媒と成又ハ自分一揆とも起まへし其節之を退治せん
 又ハ民の煩も多り多へしとて後年其家を没収し繰ら其跡を建しと
 うや其古跡廣原と成今ハ長者が原と名け礎丹くは残り在と云名將の
 後事と爰ハ民の疾苦を除くと此の如し
 一 徳川家祖宗治世の始め永代賣停止の仕置も是は同じ名君の先見古今
 等しきと割符を合せたるが如し

校正地方落穂集卷之二

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之二

目録

- 一 石盛仕出しの事
- 一 田畑六分違ひ一五の法發りの事
- 一 関東二石五斗替の事
- 一 同二石五斗替厘付の事
- 一 厘付の法ハの發の事
- 一 廿貫百石と云事并永の四割替高二割替と云事
- 一 上方厘付并三分一銀納の事
- 一 同銀納直段関東直段は二割高の事
- 一 上方関東及取釣合の事

- 一 水の四割替高の二割替高の五石替再談の事
- 一 田畑六分違厘付反取勘辨の事
- 一 山野海川高よ結ぶ法の事
- 一 俵役小物成臨時物の事
- 一 高の五石替考の事
- 一 山方一毛作の場所高よ結ぶ勘辨の事
- 一 早損水損干減立方の事
- 一 叔摺取分勘辨の事

校正地方落穂集卷之二目錄畢

信陽 東條耕子藏 校

校正地方落穂集卷之二

○石盛仕出の事并算法

一 石盛斗代と積るる古人井田の法と考へ其國其所土地の善惡并利害得失と勘辨し山野海川共貫高石高の法と立高よ結び後世の掟とん上方又三分一銀納と云有関東又二石五斗替の法又水の四割替高の二割替廿貫百石十町百石ふと云法有右何れも貫石とも高よ結ぶと云ことふし

一 石盛と定るよと先土地の位と極るる第一也土地は數品有其一品の内又又甲乙有然共類と集め土地の位は准じ其村限又上中下三段は極

校正地方落穂集卷之二

め三段の内に入難き下田悪地と位を付又右一段の内より出来方
 甲乙有べし又土性を勝劣と家居近く用水掛り自由の処の上
 の位を有るも有又上土とつへども用水の掛引難儀あるも或は遠場
 て肥し手入不自由成処又の東南を塞たる陰地を中下の位を有るも
 所々右様の事又付一段同位より一升二合の立毛も有り又ハ一升或
 を八合九合又出来るも有故に此三段を平均し其中分を以て其位は石
 盛を仕出るときは甲乙ふし凡石盛を仕出を法一より起り一又飯土
 の位上中下と分るときは上の位を指て一とん之は依て上田一歩を生
 たる所一升とつへ高石盛を仕出し之を以て百千萬の石高を量り上
 る也仮令ハ器し物と積重ると盛と云意呆れ石高を積上ると石盛と
 号く右一升の扱を以て石盛を仕出を算法左の如し

上田一反歩

一升毛

此扱三石

但五合摺の積より

此米一石五斗

内	七斗五分	公納
	七斗五分	百姓作徳

是を五公五民の法と云公納七斗五分と十五盛の根取と有る也今世上
 又用る処の七五の法と云之あり但し五分取の法は用り

右を高五ツ取の重取又當る也都て五ツを以て地方の法の元とん

一石盛は石の法を立るとつへ共一体は此の如く五分とんは右ハ

石盛仕出しの根元より是より次第を分つ也藺田麦田の上田とを

五合摺五分取と有る也其外を土地の善悪土性の高下より石盛の法

品より四公六民と分るときは盛十五根取六斗也又一一反一升毛の扱を

干減二割引二石四斗と成を五合摺より一石二斗と成是十二の盛也
 是を五分より取根取六斗と成又四分六分五分分て四斗八升と根取と
 定るも有之を其土地は應し色く勘辨の上執行ふ也石盛の取出し様先
 右の通ある共前云如く土地より種々得失を考へ取を立る也又土
 地は付助成りる所の單せ盛とて土地の助成を見込て石盛を高くする
 ともつり是れを河岸場市場其土地より出る産物其外助成も成べき物
 と見込あり既甲州大門村と云所土地も宜く田畑立毛格別よく其上
 紙を渡出し糸綿と出を市場より大金を取捌く村也此処石盛三十六
 して千石余の村あるも境内いと狭し又合毛の内を減して石盛を結
 ぶ所も有るも土地は甲乙の品多々ねば幾段も名目と付石盛を次第
 する也箇様の処を土地場は八ふまを也

一惣て根取を五ッ成は取法也五ッ成は五分の法は同じ然しあが
 田畑六分違ひの謂を以て厘付平均の時と五ッ成は取て實ハ四ッ
 當る也

一石盛の段ハ所は寄一様あるは共先ハ上中下何れも二ッ下りの法也然
 共前記を如く地面土性立毛出来次第なるべし又中より格別の
 飛違ゆるり○畑方石盛を田方は六分違也但し石盛二ッ下りと云て田
 と畑と二ッ下りあるを中田の石盛と上畑は當夫より二ッ下りして石
 盛と定む然共中田の石盛を直上畑は用るハ誤あり○田畑六分違
 ひの法を用ひて畑石盛を仕出と委く左記を

上田十二 高は五ッ取
 及は四斗八升
 是ハ元乘一升毛の内を二割引八合と一及の歩面三百歩乗じ

二石四斗と成と五合摺ズとして一石二斗是と十二の盛モリとを又五ッ取
として六斗是五分レマの取也然ると右六斗の内と二割引キ四斗八升
として反取シテと極キ也盛モリ結ムスぶより二割引取キと付るより二割引都合
四割引也五ッ取と二割引ハ四ッ取と成五ッ取と記シをハ虚キ重シと實
重ハ四ッ也上方関東共此の如き反取ハ反取と四歸キして石盛モリと知
る其法左に記して初心の疑ウタガハシと解トく

中田十 高ハ五ッ 及ハ四ッ 下田八 高ハ五ッ 及ハ三斗二升

上中下高合と三石 平均十は當る 平均五ッ取 実重四ッ

内取米一石二斗

上畑十 高ハ五ッ 及ハ四斗 但し反石盛あり

此永百六十文但し二石五斗替

中畑八 高ハ五ッ 及ハ三斗二升 但し右同

此永百廿八文但し右同

下畑六 高ハ五ッ 及ハ二斗四升 但し右同

此永九十六文但し右同

上中下高合二石四斗同取米合九斗六升

田畑高合五石四斗同取米合二石一斗六升

米一石二斗 永三百八十四文 但し二石五斗替

右と石盛モリニッ下り反取シテの法也則中田の石盛ハ上畑ハ准シ是と田畑

六分違の法を以て畑方石盛モリを勘辨シ直スと左の如し

上田十二 高ハ五ッ 及ハ四斗八升 中田十 高ハ五ッ 及ハ四斗 下田八 高ハ五ッ 及ハ三斗二升

上畑六 高ハ五ッ 及ハ四斗 中畑八 高ハ五ッ 及ハ三斗二升 下畑三六 高ハ五ッ 及ハ二斗四升

此永百六十文 此永百廿八文 此永九十六文

但し二石五斗替 但し同 但し同

田畑高合四石四斗四斗 高五ツ

同取米合二石一斗六升

内米三石二斗 永三百八十四文

右田畑六分違の勘辨を以て石盛と直を術と曰前条の田石盛高三石の内畑石盛二石四斗と減をねば残六斗也此六斗ハ田畑両高を引拂へど拂跡田畑對様を然る時ハ田高六斗ハ畑高一石又對をと知るべし然ど田と畑と石盛二ツ下り成ゆへ中田の石盛上畑又對をとるより中田の石盛又六を乗じて中畑の石盛又用ひ下田の石盛又六を乗じて下畑の石盛又六其位何程有ても心得同様也此の如くを中分の位として

地面土性の甲乙にて上田と上畑又用ひ下田と上畑又用ひるより又

右取米一石二斗の内畑の仮取米九斗六升を引を残り二斗四升なり此

斗四升と畑高一石の取米と知る然るに田の取米の如く畑の本米あり

前条の畑盛一石の仮取米四斗を以て右の二斗四升を除くは仮米一

石又本米六斗と成之に依て前条の畑仮石盛又六を乗じて田方同様の

釣合は石盛を直と也但し畑方仮取米を元の如く五ツ取は居置べし是

ハ畑方二石五斗替の積りを以て永納成るより釣合也國は依り田畑

米取と云もはれど畑方を米取と云ハ誤也去は依て上方は三分一銀納

取米と云て實米より少く又田の六畝歩と畑の一畝と對立と知べし
一取箇免相も田畑六分違の法は准じ勘辨の上次第を合て取を付る是上
中下三段を中分として考ふる也然るに田の取米程畑より少く仮米を掛
て二石五斗替の永取と知るべし前条の直し石盛畑六ツへ五ツ取を乗
じ取米三斗と成是を六分違の直段一石五斗を以て除きれば二石五斗
替の直段同様也

一田畑六分違と云ハ田高六斗ハ畑高一石は當る取箇ハ田米一斗ハ畑米
六斗と同然也之より依て田畑六分違と云〇上方三分一銀納其外國の
法種より凡そ皆之と同意也

〇田畑六分違ひ一五の法起りの事

一六分違の法一五の起りハ高百石五ツ成田畑取分より起る委く左記

高百石 高五ツ取
此取米五十石 内廿五石畑方但し田畑等分五成五分なる也
此本米十五石

術は曰高百石は免五ツを練し取米五十石を得之を田畑半分は畑米
廿五石と成へ六分違ひの六を乗じ取米十五石は減之を六分違の法
と為〇又曰廿貫百石の積りをして見れば畑高五十石の取米廿五石へ
六分を乗じ減米十五石と成高五十石ハ永十貫文也是廿貫百石の法高
然るに右減米十五石を永十貫文に對し見れば金一兩は一石五斗替の
當る分一五の法と云を是也但し一石五斗と實として取米直段二石五
斗を以て除し六分と成るなり

一或人云石盛の起りハ新田畑開發の年より鐵下三年の間の立毛を見る

べし仮令ハ一ヶ年ハ坪約合毛一升一合有と一反三百歩へ乗じ畝三石
 三斗五合摺よして米一石六斗五升又一ヶ年ハ坪約一升なり一反は畝
 二石米よして一石五斗又一ヶ年ハ坪約九合なり一反は畝二石七斗米
 よして一石三斗五升と成此三年の米合せて四石五斗と成平均よして
 一年一石五斗と成之と石盛の古法と云又根取ハ大石盛半分を用也
 と然りとつども上方筋を田畑宜き故麦田多き場ハ五分よりよても
 百姓痛くは関東筋ハ上方より地面劣り下地の所多き故五分よりよても
 ハ麦田有処ハ上方より難儀也況んや麦田なき所を必と困窮は及ぶ
 故は四分六分の心當よとべき也
 一 上方関東は限らば田畑米取投免及取永取銀取とも高を結ぶハ取
 箇と以て極也是米永共ハ高の五石替水の二石五斗替と云法あり又

高の二割替とも云委ハ左ノ記を奥羽ハ六石代七石代又ハ三石五斗
 替五石替ふと云種々の法はたゞも関東上方の法を以て考ふる時ハ分明
 とあつて云ふし

○ 関東二石五斗替起りの事

一 関東二石五斗替と云ハ廿貫百石五ツ成と云より起し也廿貫百石と云
 ハ上方も同じとて高を結ぶよと田斗よりとも畑斗よりとも山野海
 川とも田畑とも結ぶ也又百石の地五十石を田とし五十石ハ畑と
 して結ぶゆかり田高五十石の物成廿五石を本米畑方五十石の物成廿
 五石を仮米也此廿五石ハ六を兼じ十五石と成之よ田米廿五石を加へ
 四十石と成之よ依て四十石五ツ成と云也
 一 右十五石ハ畑高永十貫文の本米也然るハ一貫文よ一石五斗替の直段

と二石五斗と見へる此二石五斗を畑高永十貫文と畑の仮米廿五石と對したる二石五斗あり

一右四十石五ツ成と云ハ虚厘也田方本米廿五石畑方仮米廿五石合と五十石と高百石は對し五ツ成也然共畑方六分違の勘定とて田畑取米四十石と成此四十石と高百石は對し時ハ実厘四ツ當り終り

○二石五斗替厘付の事

一高百石三ツ成と云ハ米十五石 永六貫文 一高百石三ツ五分と云ハ米十七石五斗 永七貫文

一高百石四ツと云ハ米廿石 永八貫文 一高百石四ツ五分と云ハ米廿二石五斗 永九貫文

一高百石五ツと云ハ米廿五石 永十貫文

右と田畑六分違二石五斗替厘付田畑等分の起り也此厘付の法を以て田畑多少の地米金多少有とも同厘と有バ助成過不足なき様考ふる

根元

一高六百十八石七斗五升村

此取米三百九石三斗七升五合 但し高は五ツ

内 百五十四石六斗八升七合五勺 畑方但し二石五斗替 永六十一貫八百七十五文

右を高取米永有る時厘付と見る法也○術は日取永六十一貫八百七十五文ハ六分違ひの法一五と練りて九十二石八斗一升二合五勺と成是へ有米百五十四石六斗八升七合五勺を加へ二百四十七石五斗と成是と厘付の法入て除を三百九石三斗七升五合と成と高を除し厘付五ツと知る也但し高百石は竹米廿五石永十貫文は當り田畑多少并は皆畑とも同意と知るべし

○厘付の法ハの起りの事

一厘竹の法は八を用ゆるに二割半の法あり実は一と置一二半りと除し
 八を得る此八の法を用ゆるに仮令へば田畑高百石の取米二石五斗五
 ツ成よして五十石と成田畑取分よして田畑共取廿五石宛也然きども
 田畑六分違の法あるゆへ一五の法を用ひて畑米を減じ米十五石と成
 之は田取を加へ四十石也田畑取米五十石の内より減じ残り十石を實
 置右の四十石より除し二割半と知る外二割依て是よ一を加へ一二
 五と法として実よ一と立除して八を得此八と法として用ゆる也高厘
 付て見るハ畑永へ二石五斗と兼じ米は直し高を除し厘と成也此故
 又右田取廿五石へ畑取の十五石を加へ八より除し田畑取米五十石と
 成之と高りと除し厘付と得る也但し之ハ二石五斗替五ツ成の法也

○廿貫百石と云事并永の四割替高の二割替と云事

一廿貫百石と云ハ高と結ぶ法よして永の四割替高の二割替も同意也

一永廿貫文の地 村 此取五十石 但し二石五斗替

内 十貫文の地を 田方此取廿五石 但し右同
 十貫文の地を 畑方此取廿五石

一高百石 右廿貫文の地 右村 此取米五十石

高五十石 右十貫文の地 田方 此取米廿五石 高は五ツ

高五十石 畑方 此取永十貫文 高は五ツ

此取米廿五石 二石五斗替

右を高と結ぶ法よして田畑六分違の根元也但し此法と以て執行する
 時ハ田畑等分の地を云ふ及ぶに田勝畑勝又ハ田半替畑の地山野海川
 或ハ米金多少の地ありとも同高同厘とあり過不足ありとふし是也

高五ツ成の法也

一永の四割替と云ハ廿貫百石田畑五ツ成より起る也○術は曰取米五十石と高永廿貫文と除シ二石五斗と得又高百石と四歸して同意也

一高の二割替と云ハ永廿貫を以て高百石と對する謂也廿貫と法とし廿貫と除し高百石と得る永を何程も右の法にて除し高は結ぶあり

今永高の村有て取箇厘付と見るハ右の意を以て知るべし之と高の五石替とも云高百石と五石より除し廿貫文と得る也前記を如く

上方三分一銀納奥州の六石代七石代ハの法とつへども関東二石五斗代の法を以て考ふる時ハ分明は知る也但し其内上方と仙臺ハ一倍違と古来より云傳ふ又関東ハ上方より二割劣あり此外國々の法色々有とも廿貫百石の法より考ふる時を分明ありと云ふし

○上方厘付三分一銀納の事

一上方の厘付関東は同し但し関東の二石五斗替ハ則ち一石五斗替は成上方三分一銀納一石は四十八匁替ハ兩一石二斗五升の直段は成也此の如き差引と勘弁はバ國々所々厘付田畑同厘と云ハ過不足なし

一上方三分一銀納を関東は半石半水二石五斗替の意也其外甲州三分一小切納又大切納と云奥羽は有六石代七石代と何れも同じ心得也

一上方ハをべて銀遣ひ成ゆへ銀納也又公納銀の定直段ハ金一兩は六十匁替也古来を町相場六十匁より安きより下直段銀を以て高直段成相場を納めし故百姓大に潤ひしと也今ハ通用銀六十匁の内へ引込又付為よりゆる由元来右の心と以て三分一銀納は定めたる成べし

一上方として物成の仕出しを廿貫百石より積り起せし也上方三分一銀

納の法有より畑の反取米廿五石を三割其一を實とし残り二割法
として除をねば五分と成之を元来の廿五石へ乗じ十二石五斗と減
畑高五十石を永十貫文の地あり是を廿貫然る時ハ右十貫文を以て十
二石五斗と對するより永一貫文又一石二斗五升は當る永一貫文ハ
金一兩は通用を依り寄一兩の相場は的當田をあり

○上方銀納直段并関東直段二割高の事

一上方三分一直段一石は付四十八匁と云法ハ右は記を通りの畑取定
直段一石二斗五升より起る也術は曰公納銀相場六十匁を實は置右畑
取定直段を法より除をねば一石は付四十八匁と知る之を定直段と云
一上方の地を関東より二割能は付畑方直段二割高術は曰上方直段
一石二斗五升と法より除をねば関東の二石五斗と除を二割高と知る上方と

関東とい斗代盛を見るは此心を用る也然るは上方の盛十五ありハ関
東ハ十三として餘儀あるは関東より十五の盛をば上方の二割増
を斗代盛の内へ考へ入ると見えたり又石盛を考ふるは上方関東も
同然より田畑六分違と知るべし四十石を五ツ成と考へ五ツを以て結
ぶと中分ありと心得べし反今惡地あり其右の如しと知べし若し山方
ふらうて高は五ツ成とも希なき地を永を積り石高を結ぶ委ハ本文
有取箇免相を盛次第と心得免と考へ猶以て盛を專一は心得べ
し又高を盛る心同然也又年々見取と考へ年々の出来次第と心得べ
し然る共畑方を盛と以て考ふるは肝要也

○上方関東反取釣合の事

一上方関東共は石盛根取の仕出し法同様也又田畑六分違と云ても上方

関東同意也上方三分一銀納を関東二石五斗替の意一石四十八匁の定直段を関東二石五斗替は二割増の積り也右反取釣合左の通り也

上田十二の盛根取反四斗半 中田十の盛根取反四斗 下田八の盛根取反三斗半
上畑六の盛反取 但し中田と同じ 中畑下畑を二ツ下りの段と同じ

此永百六十匁 但し二石五斗替
田方同断上畑六の盛 反二斗四升

此永百九十二匁 但し一石又付定直段四十八匁替

右上方の反取二斗四升ハ関東上畑の反取四斗又釣合也術は日上方上畑の反取二斗四升へ定直段の四十八匁を乗じ十一匁五分二厘と成て公納銀相場六十匁を除し反取永百九十二匁と得る是関東は二割高の永あり中畑下畑ハ術同断也又右反取永と一二つを除し関東の反取

と成る此減永百六十匁是上方反取を二割減じたる永也又関東銀相場六十匁へ八と乗じて四十八匁と成是上方公納銀相場也高直成方と上方銀直段は用ひ是を何せも関東より二割高と知べし

一右上方関東二割高の謂を以て関東反取四斗と上方反取二斗四升と釣合と知るべし

一又日関東銀六十匁と上方銀四十八匁とを除し上方定直段一石二斗五升と得る是関東二石五斗替二割高也又右一石二斗五升へ二割と乗じて二石五斗と成

一石盛つて畑方の根取を知るよを仮令へど上畑を見ろあろが中田の盛へ六分違の六を乗じ六ツと成へ四分六分の四を乗じ上畑の仮米二石四斗と成是へ上方ふれば四十八匁を乗じ六十匁を除し根取永百九

十二文と得又曰上方の仮取米と見ると関東中田の石盛、二四を乗
 して直二斗四升と得る是ハ六分違の六分と四分六分の四を乗した
 る早算なり又関東の根取米を知ると仮取米を二石五斗にて除をべし
 一石反取米を以て石盛を知るると上方の反取米へ六十文を乗し定直段
 四十八文にて除し二斗四升の仮取米を得る之と四分六分の四を除
 し石盛六ツと成也関東ハ上畑反取米百六十文又二石五斗を乗し四斗
 と成と四分六分の四を除し石盛十と得る又之へ田畑六分違の六を
 乗して石盛六ツと得る也

○永の四割替高の二割替高の五石替再談

一貫高と石高直をよそ貫高と廿貫文にて除し石高を得る
 一石高と永高直をよそ廿貫文と乗をべし但し廿貫百石の謂あり
 高の二割ぶくと云

一貫高を以て元取米と知るとハ貫高と四飯をべし但し百石五ツ成の謂あり
 一元取米を貫高と知ると四を乗をべし
 一石高を元取米と見ると高を二飯をべし但し高の二割替あり
 一元取米を高と見ると五飯をべし但し高五石替
 五ツ成は當る

○田畑六分違厘付反取心得の事

永高五貫六百廿五文
 分米廿八石一斗二升五合
 一上田二町八反一畝七分半 此取十四石六分二合五勺 高五五ツ
 反四斗取
 術曰永高を二飯して分米高を得之と石盛を乗し除し反別を得る分米
 又定厘五ツを乗し五分の米と成也又斗代を積るとハ五分の米
 取ると反取に至ると四公六民を取る也之は依て石盛へ四を乗して反
 又四斗取と成又反別へ乗して反取米を得る也中下も之は同じ

永高一貫八百七十五文
分米九石三斗七升五合

一 上田一町九反五畝九分 石盛四ツ八分

此取四石六斗八升七合五勺 高五五
及百廿八文取

術前同し但し石盛へ四と兼し反取米と得る又六分違の法一五と以て除し反永を得るなり中下之は准む

○山野海川高結ぶ法の事

一 野錢野米山錢山手米其外海川高結ぶを前記せし厘付の法と考へ田畑等分の心と以て結ぶべし皆五ツ成を元と立米永より盛出を正也又米を高結ぶを米一石を高二石と是高五五成の積り也又永を一貫文と高五石と積る是と高の五石替と云此又五術云永一貫文替は二石五斗と兼し免五ツと除し高五石と成右を何れも野高

と云又真狐高葎高ふと云もなり是亦野高と名る也取は定免五ツ取也又漆桑楮ふとハ三尺廻り一束と分米一升と定一束永二又極る皆五ツ取の定法也國は寄漆畑楮畑の検見ゆれども心得を之と回し也是と上水年貢と云

○浮後小物成臨時の事

一 浮後とハ海川魚漢其外運上物の類と云小物成とハ野野山錢野手米山手米が都て正税は准じたるを云但し知行渡の時小物成は高結ぶども運上物ハ高結ぶ又何れをも賣出物出目米口米の類ハ臨時物と云此外不時は掛るものを皆臨時物と云又六尺給米内傳馬宿入用由蔵前入用ハ是亦臨時物也

○高の五石替考の事

古来永一貫文を高五石と極ると考ふる今以て相州鎌倉中永高の
 村より地坪千坪を以て永一貫文と當ると云傳ふ是を以て見る時ハ永
 一貫文五石極ると見えたり右千坪を田法三より除し三反三畝三
 歩二三と成是へ十五の盛と乘じ高五石と成一坪一升毛五合摺五分取
 五ツ成謂也○右十五の盛と乘る術は曰永一貫文へ高五石と乘じて實とし
 右の三反三畝三三三を以て除し十五の盛を得る也

○山方一毛作の場所高と結ぶ勘辨の事

一山方ふどく畑斗有てあるも一毛作の山畑く物成ハ少く反別斗り
 多き地を斗代くると高と結ひ難し是ハの処ハ貫積りの法を用て然る
 處也尤も反別ハ其土地の善悪よりて候石盛を以て仕出さるし右
 石盛を仕出さ法此の如くあれども之を基と立る迄よく強ち都て之

を用ゆるより京都の事本正しうば未治より物と計ると
 見當あてて空へ矢と撲つ如くく空也依て此法を立るとの也十五
 の盛五ツ成ハ一坪一升毛より始る一坪一升毛とつへと僅くあれ共此
 法と元とく炭百萬の高も計るべし然と一を萬物の始より進む時
 を無量に至る天數くると大極美数くると天元の一也依て古人之を以
 て作為と見えたり凡を石盛を極るとを心と以て第一とし勘辨の
 二字を緊要とく其内檢地石盛を百姓永代の浮沈安危の極る処あれど
 屹度心を尽し必も忽せざるべし古人と都て事は猶豫するより
 変災有時も百姓の痛少し物も緩とふき時と物事迫る故も小妻とつへ
 共百姓の難儀甚し或ハ離散し又ハ退轉も及ぶ者多し假令務めて止
 るとつへ共百姓疲勞する時と耕作勢ひよく肥足とく自然穀実らば

上下損失と成然ど石盛と極るよと先其土地の善悪其外要用の工と委
 考へ備近郷近村の土性石盛及取を考味して其村へ引合せ勘辨する
 肝要也又前て高入の村を檢地せど前々の石盛土地お應ふ不相應
 地面土性其外微細な考へ或ハ前々の取箇平均を見届地面の甲乙を引
 競べ當時困窮の輕重を何故と考ると第一也古法の定めハ田畑五ツ一
 當る程の考あれ共畑多き村にてと定厘五ツは當ても實の厘付ハ少し
 古法の旋は泥や灰只古法を的よして當時の勘辨第一也新は檢地して
 石盛を極るよ大切の事也中て容易の事よけり
 一取箇も五分くくとのを心得一升より五分も一合もより五分く
 くと心得るハ惡し尤も勘辨されバ十俵取の百姓ハ五俵納め一俵取の
 百姓と半俵納るも五分くくあれ共十俵の内五俵作徳よる百姓と一

俵の内半俵作徳よる百姓とハ内証天地の差有り合毛多き処にて取
 合ハ三割引なきを一割も引五合以下ハ五割引べきを六七割引ても出
 來方宜く年貢多く納る百姓より下出來の方作徳不足して内証の勝
 手足ゆるりの也是第一の心得也然るハ心ゆる人を伍合の引よ心を付
 粉摺も五合摺よとせバ三合四合摺よせしと也然る共當時を此風癪
 たり併し地方に關する者此心と忘るべからず

○水早損干減方の事

一 二合トリ	干減	早損を二合	の割を以て引べし
一 三合四五寸	水損	ハ二合五寸	
一 三合六七寸	同	一合五寸	同
一 四合四五寸	同	二合	同
一 四合六寸	同	一合	同
一 五合余寸	同	一合五寸	同
一 五合トリ	同	八寸	同
一 一斗トリ	同	一合	同

○ 扱摺取分勘辨の事

一 二合より 早損共々四合摺 取分三分
 三合四五合まで 水損共々四合摺 取分七分
 四合六七合まで 共々四合考摺取分 二分半
 五合より 共々四合考摺取分 六分半
 一升まで 共々五合摺 取分四分
 一升以上を五合摺より取分五分より但し一升の外五分の取分四
 分加ふる也

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之二畢

